

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
入札公告時における積算条件の明示要領【水道局版】（試行）	入札公告時における積算条件の明示要領【水道局版】（試行）
（趣旨） 第1条 本要領は、水道工事の積算において、見積り等で決定した歩掛をはじめ、仮設材の賃料日数など、これまで非公表としていた積算条件について、入札過程における積算条件の透明性及び客観性を確保することを目的として、入札公告時に明示することとしたので、これらに関連する必要事項を定めるものである。 （適用範囲） 第2条 本要領は、次の全てに該当する工事に適用する。 （1） さいたま市水道局が発注する水道工事。（単価契約工事及びさいたま市公共建築工事積算基準で予定価格を算出した建築・設備工事を除く。） （2） 令和6年10月1日以降に起案（執行伺の起票日）する工事。 （3） 第4条に規定する内容を含む工事。 （定義） 第3条 本要領において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。 （1） 設計図書 契約条件となるもので、発注者が指定する目的物の仕様、規格・寸法、数量等を示したものである。入札公告時における特記仕様書、工事数量総括表（ただし、使用機械及び施工方法を除く。）、設計図などが該当し、受注者が任意で決定することができない条件を指す。 （2） 積算参考資料 契約条件とはならないもので、発注者が予定価格を算定するために用いた積算上の条件や考えを示したものである。入札公告時における金抜設計書などが該当し、受注者の施工の任意性を拘束しない条件を指す。 （明示する内容） 第4条 入札公告時に明示する内容は、次の各号のとおりとする。 （1） 単価設定に関する事項 登録コード、名称、規格・寸法、単位、、見積り及び特別調査（臨時）の採用単価等を明示する。 （2） 歩掛に関する事項 工種及び歩掛構成（名称、規格、単位、数量、諸雑費率）を明示する。ただし、水道施設整備費に係る歩掛表など、一般に公表されている歩掛構成項目のうち、日・人・時間・電力量・燃料消費量に係る数量（同項第3号及び第4号に該当するものを除く。）及び諸雑費率については、明示しないものとする。見積り歩掛について、歩掛を公表することにより歩掛を決定した法人等が特定でき、かつ、	（趣旨） 第1条 本要領は、水道工事の積算において、見積り等で決定した歩掛をはじめ、仮設材の賃料日数など、これまで非公表としていた積算条件について、入札過程における積算条件の透明性及び客観性を確保することを目的として、入札公告時に明示することとしたので、これらに関連する必要事項を定めるものである。 （適用範囲） 第2条 本要領は、次の全てに該当する工事に適用する。 （1） さいたま市水道局が発注する水道工事。（単価契約工事及びさいたま市公共建築工事積算基準で予定価格を算出した建築・設備工事を除く。） （2） <u>令和3年12月1日</u>以降に起案（執行伺の起票日）する工事。 （3） 第4条に規定する内容を含む工事。 （定義） 第3条 本要領において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。 （1） 設計図書 契約条件となるもので、発注者が指定する目的物の仕様、規格・寸法、数量等を示したものである。入札公告時における特記仕様書、工事数量総括表（ただし、使用機械及び施工方法を除く。）、設計図などが該当し、受注者が任意で決定することができない条件を指す。 （2） 積算参考資料 契約条件とはならないもので、発注者が予定価格を算定するために用いた積算上の条件や考えを示したものである。入札公告時における金抜設計書などが該当し、受注者の施工の任意性を拘束しない条件を指す。 （明示する内容） 第4条 入札公告時に明示する内容は、次の各号のとおりとする。 （1） 単価設定に関する事項 登録コード、名称、規格・寸法、単位等を明示する。 （2） 歩掛に関する事項 工種及び歩掛構成（名称、規格、単位、数量、諸雑費率）を明示する。ただし、水道施設整備費に係る歩掛表など、一般に公表されている歩掛構成項目のうち、日・人・時間・電力量・燃料消費量に係る数量（同項第3号及び第4号に該当するものを除く。）及び諸雑費率については、明示しないものとする。見積り歩掛について、歩掛を公表することにより歩掛を決定した法人等が特定でき、かつ、

新旧対照表

歩掛を決定した法人等から公にしないことを条件に提供された歩掛の明示については、非公表とする。 (3) 仮設工に関する事項 ア 交通誘導警備員 全ての工種の総人数（交代要員含む）を明示する。 イ 水替工日数等 積算上の作業日数（対象工種の施工期間）等を明示する。 ウ 敷鉄板や鋼矢板の仮設材賃料日数等 積算上の賃料日数（対象工種の施工期間）等を明示する。 (4) その他、特に明示が必要と考えられる積算条件 契約条件として設計図書に定めた内容及び同項第1号から第3号までに該当するもの以外の数量等で明示しなければ積算が困難なものについては、積極的に明示する。 （留意事項） 第5条 本要領の留意事項は、次の各号のとおりとする。 (1) 明示すべき事項の判断基準は、水道施設整備費に係る歩掛表、さいたま市水道工事設計単価表など、一般に公表されている積算に用いる資料から、予定価格の算定ができる事項か否かで判断すること。 (2) 見積徴収先には、情報開示請求があった場合の開示対象となり得ることを条件に付し、様式1を用いて見積依頼を行うこと。 (3) 積算参考資料の明示は、様式2、様式3及び様式4を標準として行うこと。 (4) 次に掲げる事項については、明示しない。 ア 設計単価のうち、見積り等における採用価格を除くもの イ 設計単価の決定に当たって使用した物価資料の掲載価格及び頁 ウ 設計単価の決定に当たって使用した個々の見積書の価格及び徴収先 （その他） 第6条 本要領に定めない事項、又は本要領の規定によりがたい事項については、水道事業管理者が別に定める。 附 則 本要領は、令和3年12月1日から施行する。 附 則 本要領は、令和6年10月1日から施行する。	歩掛を決定した法人等から公にしないことを条件に提供された歩掛の明示については、非公表とする。 (3) 仮設工に関する事項 ア 交通誘導警備員 全ての工種の総人数（交代要員含む）を明示する。 イ 水替工日数等 積算上の作業日数（対象工種の施工期間）等を明示する。 ウ 敷鉄板や鋼矢板の仮設材賃料日数等 積算上の賃料日数（対象工種の施工期間）等を明示する。 (4) その他、特に明示が必要と考えられる積算条件 契約条件として設計図書に定めた内容及び同項第1号から第3号までに該当するもの以外の数量等で明示しなければ積算が困難なものについては、積極的に明示する。 （留意事項） 第5条 本要領の留意事項は、次の各号のとおりとする。 (1) 明示すべき事項の判断基準は、水道施設整備費に係る歩掛表、さいたま市水道工事設計単価表など、一般に公表されている積算に用いる資料から、予定価格の算定ができる事項か否かで判断すること。 (2) 見積徴収先には、情報開示請求があった場合の開示対象となり得ることを条件に付し、様式1を用いて見積依頼を行うこと。 <u>(3)</u> 次に掲げる事項については、明示しない。 ア 設計単価 イ 設計単価の決定に当たって使用した物価資料の掲載価格及び頁 ウ 設計単価の決定に当たって使用した見積書の価格及び徴収先 （その他） 第6条 本要領に定めない事項、又は本要領の規定によりがたい事項については、水道事業管理者が別に定める。 附 則 本要領は、令和3年12月1日から施行する。
--	---